

平成 21 年 7 月 6 日

## 平成 22 年度厚生労働省関係予算要望重点事項

日本発達障害ネットワーク  
代表 田中 康雄

発達障害児・者に対する保健、医療、保育、福祉、就労支援についての充実のための諸施策を推進してください

- 1 . 発達障害を障害者福祉関連法規や支援制度の中で明確に位置づけること
  - (1) 障害者自立支援法、障害者基本法における明文化
  - (2) 地方公共団体に対する周知
  - (3) 発達障害に対する対応要領の作成・配布や研修の実施
  
- 2 . 発達障害の早期発見・早期支援の実現
  - (1) 地域において身近で敷居の低い相談支援機関の設置
  - (2) 乳幼児健診等におけるアセスメント手法の開発・拡充
  - (3) 地域における早期支援体制の拡充
  - (4) 地域の専門機関に専門家を配置し、保育所（園）、幼稚園に対する支援体制を確立
  
- 3 . 発達障害者の地域支援体制の拡充
  - (1) 発達障害支援センター事業の拡充
    - ・ 職員の増員、長期的展望に基づく育成、処遇改善、研修の拡充
  - (2) 個々のニーズに応じた支援体制の拡充
    - ・ アセスメントやモニリング方法の開発や実施する専門家の養成
    - ・ 「個別の支援計画」や「支援シート」の活用
  
- 4 . 発達障害児者への家族支援と本人支援の地域での提供
  - (1) 個別の支援計画ないし支援シートの活用
  - (2)ペアレント・トレーニング、ペアレント・メンター事業の拡充、
    - ・ 市町村等による実施、NPOや親の会の事業支援
  
- 5 . 成人期の発達障害者への支援の充実
  - (1) 成人の発達障害のある人と家族の実態調査の実施
  - (2) 地域における相談支援体制の拡充
  - (3) グループホームの拡充、グループホームに対するバックアップシステムの拡充
  
- 6 . 発達障害の専門的人材の育成と、専門職の位置づけの明確化

- (1) 各種の専門職の多層構造化等による体系化
- (2) 専門性や経験に応じた処遇体系の改善
- (3) 長期的な視野に立った、専門的人材の育成と配置

## 7 . 障害者雇用の更なる推進

- (1) 雇用条件や内容について、本人のQOLにあったものであること
- (2) 発達障害者の雇用の義務（雇用率のカウント、雇用義務）
- (3) ハローワークや関係機関に対する発達障害支援の周知
  - ・発達障害に対する対応要領の作成・配布や研修の実施
- (4) 発達障害者に対する職業訓練の推進
  - ・一般の職業能力開発校における発達障害者対象の職業訓練コースの増設
- (5) 就職チャーターのハローワークへの配置の拡充
- (6) 発達障害者の雇用促進モデル事業の拡充
  - ・発達障害者の雇用促進モデル事業の量的拡充、就労状況調査結果の集約・還元

## 8 . 医療制度の中での発達障害医療の充実

- (1) 発達障害に対する医療に関する保険点数の適正化
- (2) 発達障害に対する診断、薬物治療等に対応できる医療機関を、各地域に計画的に設置

以上

平成 21 年 7 月 6 日

## 平成 22 年度文部科学省関係予算要望重点事項

日本発達障害ネットワーク  
代表 田中康雄

発達障害児に対する特別支援教育についての充実および教育的支援の諸施策を推進してください

### 1. 高等学校段階での特別支援教育体制の充実

- (1) 入試における配慮について、ガイドラインの明示等による普及・統一化
- (2) 高等学校における通級による指導、特別支援学級の試行(開発事業)
- (3) 発達障害のある生徒に合わせた教育課程やカリキュラムの導入

### 2. LD、ADHDを対象とした通級加配の人員を計画的に確保していくこと

- (1) 今後 5 年間で、最低 5000 名程度の水準を確保

### 3. 特別支援学校における自閉症や発達障害の位置づけの明確化

- (1) 学校教育法 72 条および関連する政令の改正  
案の 1 知的障害者を、「知的障害者」と「自閉症者」に分離する。  
ただし、重複障害としての扱いは行わない旨のただし書きを付す  
案の 2 知的障害者を、「知的障害者(自閉症者を含む)」と変更する。

### 4. 特別支援教育体制の更なる整備・拡充

- (1) 特別支援教育コーディネーターの拡充  
・ 質的向上、複数配置、地域コーディネーターの専任配置など
- (2) 発達障害のある幼児・児童・生徒の全国の実態調査の実施  
・ 2002 年調査の再調査(幼稚園・高等学校も対象とする)
- (3) 特別支援教育における ICT の活用
- (4) NPO 等を活用した調査研究事業の拡充

### 5. 発達障害専門家や外部の人材の教育現場への配置と専門家の人材養成

- (1) 作業療法士、スクール・カウンセラー(臨床心理士、臨床発達心理士など)、言語聴覚士、感覚統合療法などの支援方法に精通している専門職の活用
- (2) 専門家の処遇改善と計画的な育成
- (3) 特別支援教育支援員の拡充-高等学校への配置、研修の充実等による質の向上

### 6. 保育所(園)や幼稚園から義務教育段階への移行支援の充実

- (1) 保育所(園)や幼稚園段階における、個別の教育支援計画や相談支援ファイルの作成・活用
- (2) 個別の教育支援計画や相談支援ファイル等による、保育所(園)や幼稚園から小学校への引き継ぎの制度化

#### **7. 教員に対する発達障害の指導に必要な知識やノウハウが提供される仕組みづくり**

- (1) 指導法、指導事例、教材・教具等の情報の体系化と情報提供体制の整備
- (2) 発達障害教育情報センターによる情報提供の拡充

#### **8. 中学、高等教育等における職場実習を含めたキャリア教育との充実**

- (1) 普通高校におけるキャリア教育の拡充
  - ・作業学習、就労体験、ソーシャル・スキル・トレーニング、職場実習
- (2) 高校卒業者等に、就労準備教育、就労支援の場の設置
  - ・1年程度の専攻科の設置など地域の実態に応じた、多様な場の創出

以上